

【別紙資料 04】

公営住宅等整備基準での性能表示制度の要求性能 (別紙 2-2) 各評価項目における要求性能の概要 (公営住宅等整備基準)

公営住宅等整備基準		技術的助言	県営住宅設計基準			
			性能基準の規定項目	要求性能	備考(概要等)	
第 8 条 住宅の基準	(第 2 項) 住宅には、外壁、窓等を通じての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 評価方法基準第 5 の 5 の 5-1 (3) の等級 5 の基準 (ハ 結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。) 一次エネルギー消費量が基準値から 20% 以上削減となる省エネ性能 太陽光発電設備の設置 	5 温熱環境	(5-1) 断熱性能等級	等級 5	【省エネ地域区分 6 地域の場合】 外皮平均熱貫流率 U_A 値 $[W/(m^2 \cdot K)] \leq 0.6$ かつ、 冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} 値 ≤ 2.8
				(5-2) 一次エネルギー消費量等級	等級 6	【省エネ地域区分 6 地域の場合】 一次エネルギー消費量における指標 $BEI \leq 0.8$
				太陽光発電設備の設置		
	(第 3 項) 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 評価方法基準第 5 の 8 の 8-1 (3) イ の等級 2 の基準又は第 5 の 8 の 8-1 (3) ロ①c の基準 (RC 造又は SRC 造以外の住宅は第 5 の 8 の 8-1 (3) ロ①d の基準) 評価方法基準第 5 の 8 の 8-4 (3) の等級 2 の基準 	8 音環境	(8-1) 重量床衝撃音対策	等級 2 又は相当 スラブ厚 15 cm 以上	ポイドスラブ厚は 22 cm 以上とする。
				(8-4) 透過損失 (外壁開口部)	等級 2	B L サツの評価基準は 21db 以上。 <u>(図示は B L-B 型とし、T 1 の記載は不要)</u>
(第 4 項) 構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 評価方法基準第 5 の 3 の 3-1 (3) の等級 3 の基準 (木造の住宅は第 5 の 3 の 3-1 (3) の等級 2 の基準) 	3 劣化の軽減	(3-1) 劣化対策 (構造躯体等)	等級 3 (木造は等級 2)	水セメント比が 55% 以下の場合、最小かぶり厚さを 10 mm プラス。	
(第 5 項) 給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行なうことができるための措置が講じられていなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 評価方法基準第 5 の 4 の 4-1 (3) 及び 4-2 (3) の等級 2 の基準 	4 維持管理への配慮	(4-2) 維持管理対策 (共用管)	等級 2	配管のコンクリート埋設不可。 堅管の掃除口を最上階、最下階及び 3 階以内おきに設置。 等	
第 9 条 住戸の基準	(第 3 項) 公営住宅の各住戸には、居室における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 居室の内装の仕上げに特定建材を使用する場合には、評価方法基準第 5 の 6 の 6-1 (3) ロの等級 3 の基準 	6 空気環境	(6-1) ホルムアルデヒド対策 (内装)	等級 3 (内装)	F☆☆☆☆等級相当以上を各住戸の居室の内装仕上げに使用。 〔上乗せ基準〕 ・「公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」(平成 15 年 6 月 6 日付け事務連絡) ・「室内空气中化学物質の室内濃度指針値について」(平成 31 年 1 月 17 日付け事務連絡 薬生発 0117 第 1 号) 上記値を全て満たすこと。
第 10 条 住戸内の各部	住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性を適切に確保するための措置その他の高齢者が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 評価方法基準第 5 の 9 の 9-① (3) の等級 3 の基準 	9 高齢者等への配慮	(9-1) 高齢者等配慮対策 (専用部分)	等級 3	出入口の幅員 800 mm 以上。 特定寝室の広さは内法で 9 m ² 以上。 便所の介助スペースは内法で長辺 1.3 m 以上確保。 等
第 11 条 共用部分	公営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 評価方法基準第 5 の 9 の 9-2 (3) の等級 3 の基準 		(9-2) 高齢者等配慮対策 (共用部分)	等級 3	E V ホールは 1500 mm 以上確保。 等

〔整備基準〕 公営住宅等整備基準 (平成 10 年 4 月 21 日建設省令第 8 号) 最終改正: 平成 23 年国土交通省令第 103 号

〔技術的助言〕 「公営住宅等整備基準について」(平成 24 年 1 月 17 日国住備第 196 号) 最終改正: 令和 4 年 4 月 1 日国住備第 511 号

〔評価方法基準〕 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 81 号)、

住宅の品質確保の促進等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく評価方法基準 (平成 13 年 8 月 14 日国土交通省告示第 1347 号) 最終改正: 令和 4 年 11 月 7 日国土交通省告示第 1108 号